

答申 個第18号

令和3年8月3日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報開示（一部開示）決定処分に関する諮問について（答申）

令和2年6月18日付けFN○. 0・4・6により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った、令和2年1月27日付け農政第1-85号による一部開示決定（以下「本件処分」という。）については、非開示と決定した部分のうち、別表2に示した部分については開示すべきである。

2 審査請求の経緯

- (1) 令和2年1月14日付けで、審査請求人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「農業委員の選出に関わる私の審査情報一式」について保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、別表1のとおり、16件の公文書を特定して、本件処分を行い、審査請求人に保有個人情報開示（一部開示）決定通知書を送付した。
- (3) 令和2年3月16日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、令和2年6月18日、当審査会に対し条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

開示をしない理由については、単に相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）の条文を引用した記載となっているため、具体的ではなく分かり易くなっておらず不適切と考えられることから、本来はもっと多く開示されるべき部分が含まれている可能性がある。

このため、開示しない部分に関して、平成28年及び平成30年における農業委員等の選任結果は、JA推薦者が大多数を占めているのに対して、自薦者の選任が皆無に等しい実態を踏まえて、情報公開法、情報公開条例及び農業委員選出方法等を変更するために、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）を改正した趣旨に照らし、本件処分が適切であるか否かを、具体的に非開示部を詳細に検証するとともに、法令の本来の趣旨を踏まえ大所高所から審査していただきたい。

本件処分の条例第16条第1号該当性については、少なくとも応募形態、農業委員（該当の有無）、認定農業者（該当の有無）、利害関係なし（該当の有無）、受付日、確認結果、順位、法律要件、点数（委員別）、点数（合計）、

要件、面接No、営農あり（該当の有無）、農地所有・借入の有無、受付No、居住地域、構成要件、応募区分、選考結果、対象者、点数（審査項目別）、現農業委員・農地利用最適化推進委員、選考に用いる合計点、全体順位については、個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものとは考えられない。

本件処分の条例第16条第5号才該当性については、示された非開示理由の内容表現では、具体性、現実的、必然性がない。委員別及び審査項目別の点数を開示すると、ほかの応募者との公平性を損なうおそれがあることから、農業委員の候補者を選考する事務の適正な遂行に著しい支障が生じると判断したとあるが、公平性を損なうというのはおかしいし、不公平感があつたとしても、それはかえって能力アップの底上げにもつながり、歓迎すべき事ではないかと考える。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分の条例第16条第1号該当性については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、非開示とした。

審査請求人の主張している情報は、審査請求人の自己を本人とする個人情報ではないため、基本的には非開示とした。これら非開示情報については、請求者以外の個人が一般に公開しているものではなく、選考手続きの必要上から、本人から提供または実施機関で作成されたものである。基本的な情報については特定の個人を識別できる情報または他の情報と照合することによって特定の個人を識別できる情報か推定しうる情報である。さらに個人の権利利益を害するおそれがあるものと判断した。

本件処分の条例第16条第5号才該当性については、委員別及び審査項目別の点数を開示すると、次回の選考においてほかの応募者との公平性を損なうおそれがあることから、農業委員の候補者を選考する事務の適正な遂行に著しい支障が生じると判断できるため、非開示と判断した。点数を開示すると次回の選考に向けての対策が可能となる余地があり、不公平になることや、各委員に圧力をかける等、今後選考委員の選任を妨げる可能性があるため、非開示とした。

5 審査会の判断

(1) 条例第16条第1号該当性について

ア 条例第16条第1号の趣旨及び解釈

条例第16条第1号本文は、原則開示の例外として、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非開示とするものである。

なお、同号のただし書アにより、「法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は、非開示情報から除くとしており、条例の解釈と運用の基準では、『法令等』とは、法律、政令、省令並びに条例及び条例の個別・具体的な委任の規定に基づく規則をいい、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。」とされている。

イ 当審査会の判断について

当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、非開示となった情報のうち、市のホームページにおいて一定期間公表されていた情報があり、これが条例第16条第1号ただし書アに該当する場合は、非開示から除かれ開示となるため、同ただし書アへの該当性を検討した。

市のホームページにおいて公表されたのは、農業委員会法の規定に基づいて公にされたものであり、その期間は限定されていない。実施機関の説明では、ホームページで公表する趣旨は選任プロセスの透明化であると考え、募集期間の終了後1か月経過した後に削除したとしている。しかしながら、あくまでも実施機関の判断でホームページから削除しており、これをもって、法令等の規定により、開示請求者が知ることができる情報にあたらぬということとはできない。

また、実施機関は、ホームページに掲載されていた情報が記載されていた文書には、当該文書毎に開示することにより損なわれる個人の権利利益を保護する必要があると判断したものは非開示としたとしている。このため、当審査会において、当該部分の妥当性について、該当するす

すべての文書を見分したところ、次の部分については、開示することにより損なわれる個人の権利利益を保護する必要があると判断した。

- ・開示することにより、不動産の所有状況が推測されるもの
- ・開示することにより、選考結果や順位が開示されるもの
- ・開示することにより、選考事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

これらの情報以外の、氏名、職業、年齢、性別、経歴、応募区分、認定農業者の該否、農業委員歴、その他農業に係る経歴等の情報は、同ただし書アに該当し、開示すべきである。

また、市のホームページにおいて一定期間公表されていた情報以外でも、農業委員の住所及び生年月日は、議案として公にされており、ただし書アに該当し公開すべきである。

(2) 条例第16条第5号オ該当性について

ア 条例第16条第5号オの趣旨及び解釈

条例第16条第5号は、原則開示の例外として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれがあるもの」を非開示とするもので、「次に掲げるおそれがあるもの」のうち「オ」は、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報は非開示とするものである。

この場合の「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断するものとされる。

イ 当審査会の判断について

当審査会において、本件対象公文書の非開示とした情報を見分したところ、審査請求人の点数（委員別及び審査項目別）であった。審査請求人の合計点は開示されているが、その内訳である委員別及び審査項目別の点数については、開示することにより、選考委員への働きかけや選考対策となり、次回の選考における公正中立な採点を妨げるおそれがあることから条例第16条第5号オに該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った一部開示決定について

は、非開示と決定した部分のうち、別表2に示した部分については開示すべきであると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 6月18日	実施機関からの諮問
11月25日	審議
12月15日	審議 実施機関からの意見聴取
令和3年 5月11日	審議 審査請求人の意見陳述
6月15日	審議 実施機関からの意見聴取
7月 7日	審議
8月 3日	審議

第3部会委員 臼井 雅子
村山 貴子
江崎 智彦

別表 1

No.	文書名	開示をしない部分及び理由
1	照会書（案）（平成28年2月 日）	(i) 条例第16条第1号該当 開示請求者以外の個人のフリガナ、氏名、生年月日、性別、住所、職業、年齢、応募形態、農業委員（該当有無の別）、認定農業者（該当有無の別）、利害関係なし（該当有無の別）、受付日、確認結果、農地：所在地、登記地目、登記面積、順位、法律要件等、職業・主な経歴等、備考、点数（委員別）、点数（合計）、要件、面接No、営農あり（該当有無の別）、農地所有・借入の有無、農振法第14条第1項の規定による勧告の有無、照会事項回答内容、受付No、居住地域、構成要件、主な経歴、応募区分、選考結果、対象者、点数（審査項目別）、現農業委員・農地利用最適化推進委員、選考に用いる合計点、全体順位 (ii) 条例第16条第5号才該当 開示請求者の点数（委員別）、点数（審査項目別）
2	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）（平成28年2月2日）	
3	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（回答）（平成28年2月9日）	
4	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）（平成28年2月 日）	
5	相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考に関する結果について（報告）（平成28年2月16日）	
6	「相模原市農業委員会の委員として任命すべき者の選考に関する事項」について（答申）（平成28年2月25日）	
7	照会書（平成30年11月2日）	
8	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）（平成30年11月2日）	
9	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）（平成30年11月5日）	
10	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（回答）（平成30年11月14日）	
11	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（報告）	
12	相模原市農業委員 応募者一覧（選考結果）	
13	相模原市農業委員会の委員 審査結果 集計表（全採点）	
14	相模原市農業委員会の委員 審査結果一覧（①②で選出されなかった者）	
15	相模原市農業委員会の委員 審査結果一覧（選考結果全体）	
16	相模原市農業委員会の委員として任命すべき者 選考結果	

別表 2

No.	文書名	開示すべき部分 ※ホームページ上で公開していた 又は議案として公にされた情報に 限る
1	照会書（案）（平成28年2月 日）	氏名、性別、生年月日、住所
2	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）（平成28年2月2日）	氏名、職業、年齢、性別、応募形態、農業委員（該当の有無）、認定農業者（該当の有無）、住所
3	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）（平成28年2月 日）	氏名、年齢、性別、住所
4	照会書（平成30年11月2日）	氏名、性別、生年月日、住所
5	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）（平成30年11月2日）	応募者氏名、性別、営農あり（該当の有無）、住所
6	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（依頼）（平成30年11月5日）	応募者氏名、性別、営農あり（該当の有無）、住所
7	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（回答）（平成30年11月14日）	応募者氏名、性別、営農あり（該当の有無）、住所
8	相模原市農業委員会の委員への応募者に関する照会について（報告）	応募者氏名、性別、営農あり（該当の有無）、住所